

## 秋田労災病院奨学金制度について

秋田労災病院（以下「当院」という。）は、優秀な看護師、保健師及び助産師を確保するために、養成施設（労災看護専門学校等看護師学校養成所、助産師学校養成所及び看護系大学をいう。以下同じ）の学生に奨学金を貸与しています。

### 【貸与対象方】

- 1 次に掲げる養成施設の学生とします。
  - （１）看護師学校養成所  
保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号。以下「保助看法」という。）第２１条第２号の学校及び同条第３号の看護師養成所
  - （２）助産師学校養成所  
保助看法第２０条第１号の学校及び同条第２号の助産師養成所
  - （３）看護系大学  
学校教育法第８３条、第８５条の看護系学部及び第９７条の看護系大学院
- 2 看護師等免許取得後一定期間当院で勤務が可能な方とします。
- 3 原則として、当院に採用される日が属する年度の末日に３１歳未満の方とします。

### 【貸与期間】

初年度以外の年度から貸与することもできますが、貸与は原則年度単位とします。

### 【貸与額】

貸与月額はおりのとおりです。

- |              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| （１）看護師養成所    |                                  |
| ア 労災看護専門学校   | ３２，０００円（４月）<br>２８，０００円（５月から３月まで） |
| イ その他の看護師養成所 | ３０，０００円                          |
| （２）助産師養成所    | ３０，０００円                          |
| （３）看護系大学     | ５０，０００円                          |



(2) 一部免除

免許取得後引き続き当院の職員として勤務する期間が、全額免除年数に満たないとき。ただし、免除する奨学金の額は、貸与した奨学金の総額を「全額免除年数に12を乗じた数」で除した金額（1円未満切捨て）に、当院の職員として勤務した月数を乗じて得た額とする。

(3) 奨学生が死亡したとき

(4) その他特別の事情があると認められるとき